

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月14日
【会社名】	株式会社ガイアックス
【英訳名】	GaiaX Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 上田 祐司
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03-5759-0300(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田 賀子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目21番8号
【電話番号】	03-5759-0376
【事務連絡者氏名】	経理部長 太田 賀子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円

(注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり無償です。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
1,490,340,000円

(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に、平成25年7月1日を効力発生日とする株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

発行数	2,483,900個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	0円
発行価格	新株予約権1個につき0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成25年7月12日
払込取扱場所	該当事項はありません

（注）

1．取締役会決議日

平成25年6月14日開催の当社取締役会決議によります。

2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記3．に定める基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てによる資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。）。

3．基準日

平成25年7月11日

4．割当比率

各株主の所有株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。なお、当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、平成25年7月1日を効力発生日として、平成25年6月30日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社株式1株につき、100株の割合をもって分割すること（以下「本株式分割」といいます。）を決議しております。

5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同様。）

平成25年7月12日

6. 発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、基準日における当社発行済株式総数から同日において当社が保有する当社株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります。

7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期間及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記5.に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関(機構加入者)から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされません。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、平成25年7月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とすることを決議しており、同日以降、単元株式数は100株となります。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>2,483,900個 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります(本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とします。)</p>

新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際し出資される財産の価額は600円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,490,340,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は600円とします。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日から平成25年9月10日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 (2)直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されておりません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）

1．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。

また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2．本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、会社法第282条に従い、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生します。

3．本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成25年8月19日（月）から平成25年9月10日（火）までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着した日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成25年9月10日（火）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われることが想定されています（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成25年9月9日（月）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行う

ことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5．本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）において、同取引所が本書提出日以降に公表する期間、上場される予定です。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成25年7月12日（金））となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6．税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」といいます。）については、行使期間の満了時において消滅し、発行会社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,490,340,000	28,000,000	1,462,340,000

(注)

1. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数（当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用は、業務委託報酬10,000,000円、登記費用5,000,000円、その他諸費用（信託報酬、口座機関への事務手数料、弁護士報酬等）13,000,000円からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は、本新株予約権を割り当てられた株主又は市場を通じて本新株予約権を購入した本新株予約権者の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数2,483,900個のうち、2,380,000個分が行使され、行使比率が95.8%となった場合において、払込金額の総額が1,428,000,000円、発行諸費用の概算額が28,000,000円、差引手取概算額が1,400,000,000円となった場合における手取金の使途について記載しております。なお、最終的な調達金額が上記調達資金の金額（1,400,000,000円）未満となった場合におきましても、金融機関からの借入などにより、下記を除きましては下記計画を変更する予定はありません。

具体的な使途	金額	支出予定時期
既存事業の海外展開に伴う 一般管理費 / 関係会社への投 融資	400,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月
公職選挙法改正に伴うネッ ト選挙支援事業の事業化に伴 う一般管理費	200,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月
M&A、投資に係る資金	400,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月
有利子負債の返済・財務体 質の改善に係る資金	400,000,000円	平成25年10月～ 平成26年12月

既存事業の海外展開

世界的なソーシャルメディアの普及、また、当社グループの既存顧客企業による海外展開の急速な拡大に伴い、当社グループのサービスや商品におきましても海外におけるサービス提供の可能性が急速に高まっております。現在、当社グループでは、フィリピンに子会社（GaiaX Asia Corporation）を設立し、30名を超えるスタッフを現地従業員として雇用しております。当社の主力事業の一つであります、ソーシャルアプリのカスタマーサポートサービスにおいても、日本国内のソーシャルアプリ提供事業者が、インターネットという国境に関係のないサービス特性を活かし、いわゆるクール・ジャパンコンテンツとして日本人以外のユーザーを新たなターゲットとして、日本人向けのソーシャルゲームを外国語版にローカライズした上で提供するサービスを、昨年来急速に推進しております。当社といたしましても、急速に拡大するマーケットを当社の事業拡大の好機ととらえ、英語のみならず、韓国語、中国語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語と、日本語とあわせて計8ヶ国の言語に対応できる体制を整えるべく体制構築に着手し推進して参りました。今後もより一層マーケットの拡大が予想されており、さらなる組織面、設備面での体制拡充を進めて参ります。具体的に必要となる資金につきましては、現地従業員の増強に係る費用100百万円（ランニングコストとしての人件費70百万円、採用広告宣伝費用等30百万円）、オフィス及びインフラ設備の拡張費用50百万円を見込んでおります。また、フィリピンにとどまらず、今後は、シンガポール、また巨大マーケットであるアメリカ合衆国においても販売活動を強化していく方針であり、現在そのための市場調査を進めており、新たな海外子会社の設立を検討しております。具体的に必要となる資金につきましては、アメリカ合衆国における子会社の設立費用150百万円、シンガポールにおける子会社設立費用100百万円を見込んでおります。今回の資金調達が実現することにより、当社グループの海外における事業展開をより一層加速させることが可能となり、ビジネスチャンスの拡大につながるものと考えております。

公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の事業化

去る平成25年4月19日に公職選挙法が改正され、これまで禁止されていたインターネットを利用した選挙運動がようやく認められる運びとなりました（いわゆるネット選挙の解禁）。このたびのネット選挙の解禁によって、選挙活動においてもインターネットやソーシャルメディアが候補者やその事務所にとって当落を左右する重要なツールとして活用されることが予想され、その結果、インターネット上における各種コミュニケーション活動が頻繁に行われるとともに、反面、デマ、誹謗中傷、なりすまし等の弊害も懸念されるところでございます。

当社グループは、従来よりインターネット・ソーシャルメディアを利用した各種サービス（投稿監視サービス「コミュニティパトロール」、学校裏サイト監視サービス「スクールガーディアン」、ソーシャルメディアの運用代行、インターネットサイト活性化コンサルティング等）を提供して参りましたが、このようなネット選挙によるインターネットの活用及びその弊害の除去を大きなビジネスチャンスととらえ、選挙活動や政治活動の分野において、当社グループがこれまで企業向けにサービス提供することによって培ったソーシャルメディアの活用のノウハウやサービスを、政党ないし政治家向けにも広く展開するよう早急にその体制を整える必要があると考えております。具体的には、当社グループでは、政党ないし政治家向けに、ソーシャルメディアの監視、ホームページやコンテンツマネジメントシステムの作成提供、ソーシャルメディアの運用支援等のサービスの提供を新たに開始しておりますが、さらなるニーズの拡大に備え、それぞれのサービスの強化、必要とされる新しいサービスの開発を行って参ります。また、国政選挙においては選挙区が日本全国に広がることから、日本全国において販売活動を行える体制整備も併せて行って参ります。具体的に必要となる資金につきましては、既存サービスの強化に係る人件費30百万円、新規サービス開発に係る人件費50百万円、受注増加に対応するためのサーバインフラ設備増強費30百万円、首都圏を除く地域のオフィス設備準備費用30百万円、当該地域の販売活動に係る人件費60百万円を見込んでおります。

M&A、投資

既存事業を補完・拡充するために、これまでM&Aや周辺ビジネスを行う企業に対しての投資を数多く行って参りました。周辺ビジネスを行う企業に対する投資としては、国内ストックフォト業界におけるリーディングカンパニーであるピクスタ株式会社、国内トップのスマートフォンポータルサイトであるAppBank株式会社、日本のオタクカルチャーを海外に発信するキュレーションサイトであるTokyo Otaku Mode Inc.などへの投資を行っております。引き続き、既存事業の補完や拡充のために、M&Aや、既存投資先への追加投資や、新規投資先への投資を行うことで、当社グループの事業発展の速度を高めたいと考えております。既存投資先への追加投資（150百万円程度を見込んでおります。）以外の具体的な新規投資先につきましては現時点で未定でございますが、ソーシャルメディア活用支援、海外ソーシャルゲーム・ディベロッパーのゲームプラットフォームへの参入支援、及び国内ソーシャルゲーム・ディベロッパーの海外進出の参入支援を3つの柱とし、国内、アジア地域、及び北米地域の企業への投資（250百万円程度を見込んでおります。）を検討しております。

有利子負債の返済・財務体質の改善

当社グループは、平成25年3月末日時点で、運転資金及び設備資金として有利子負債（流動負債として、短期借入金232百万円、1年内返済予定の長期借入金169百万円、1年内償還予定の社債41百万円等、固定負債として、社債89百万円、長期借入金313百万円等）を有しておりますが、今回の調達金額の一部を、短期借入金200百万円、1年内返済予定の長期借入金160百万円、1年内償還予定の社債40百万円の合計400百万円の返済及び償還資金に充当する予定であり、これらの資金使途は、運転資金として人件費約230百万円、設備資金としてサーバインフラ設備費用約100百万円、地方営業所2ヶ所の子会社化及び地方子会社の移転に伴う設備費用約70百万円となっております。これらの返済により自己資本を充実させることで財務体質の改善を実現したいと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

1. ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施する目的及び理由

(1) 当社が本新株予約権無償割当てを行う目的

資金調達

当社グループを取り巻くインターネットビジネス市場は、Facebookやtwitterに代表されるソーシャルネットワークサービス(SNS)や(マイクロ)ブログなどのソーシャルメディア、MobageやGREEに代表されるソーシャルゲームの勢いに見られるように成長傾向が続いております。また、近年スマートフォン市場が飛躍的に拡大し、iPadを始めとするタブレット端末の普及が、その動きをさらに加速させています。このような状況のもと、当社グループはソーシャルメディアの構築・運営・監視及びソーシャルアプリサポートのリーディングカンパニーとして事業の拡大を図って参りました。前記「2[新規発行による手取金の使途](2)[手取り金の使途]」にも記載いたしましたが、当社グループが今後さらなる成長を実現するためには、当社グループの既存事業の海外展開の一層の推進、公職選挙法改正に伴うネット選挙支援事業の体制整備、既存事業を補完・拡充するためのM&Aや周辺ビジネスを行う企業に対する投資の拡大、有利子負債の返済や自己資本の充実に伴う財務体質の改善、を早急に実施することが必要であると認識しております。本新株予約権無償割当てを実施し、株主様に本新株予約権を行使して頂くことにより、手元資金の拡充を図ることができ、当社グループの事業拡大を一層加速させることが可能になると考えております。

株式の流動性の向上

平成25年6月14日現在の当社の発行済株式総数は、30,488株(自己株式5,649株を含みます。なお、当社は、平成25年3月1日開催の取締役会において、本株式分割を行うことを決議しております。)、平成24年12月末時点における株主数は1,258名という状況であり、今後大規模な資本政策を実現するに際しては、株主数及び発行済株式数を増加させ、株式の流動性を高めることが重要であると考えております。

本件においては、本新株予約権及び本新株予約権の行使において発行される株式の一部については、市場で売買されることが想定されており、また、本新株予約権無償割当てにより割り当てられた本新株予約権の全ての行使がなされた場合は、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。)を基準とした当該発行済株式総数は、5,532,700株となります。これにより、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながるものと考えております。

(2) 他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、株主の皆様の利益に配慮しつつ、かつ上記「(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成を目指し、様々な資金調達方法について慎重に比較検討を進めて参りました。その結果、本資金調達方法が、当社、ひいては株主の皆様にとって最良の資金調達方法であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

国内外での幅の広い事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要と考えていることから金融機関からの融資よりも、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識しております。

B. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、(i)割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、()本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額(詳細については上記「2 新規発行による手取金の使途」参照。)及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の持分の希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が持分の希薄化の影響を回避するための選択肢が限定的であることから、株主の利益及び持分の希薄化の影響の観点では必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

E. ライツ・オファリング(コミットメント型)

ライツ・オファリングにおいては、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行わせることを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあるところ、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。当社は、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしましたが、いわゆるライツ・オファリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オファリングの実現可能性について協議を重ねたところ、国内におけるコミットメント型ライツ・オファリングの前例が案件の数及び規模の点で限定されていることや、近時の株式市場が急騰しており不確定要素が多い事等のために、当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

本資金調達方法(ライツ・オファリング(ノンコミットメント型))のメリット及びデメリット

上記「(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オファリング(ノンコミットメント型)の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するにあたって最良の方法であると考えております。

(メリット)

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全株主の皆様には保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特長により、全ての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありませんが、本新株予約権は名古屋証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行」に記載のとおり、第三者割当てによる資金調達においては、既存の株主様に与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は名古屋証券取引所に上場することから、当社の事業をご支援頂ける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とします。その結果、上記「(1)当社が本新株予約権無償割当てを行う目的」で述べたとおり、市場を通じて株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、企業価値の向上につながることを期待されております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現することとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様の行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点につきましては、本資料及び本日公表の「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」(URL:<http://www.gaiax.co.jp/files/pdf/ir/20130614-2.pdf>)等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分にご理解いただくことで、対処してまいる所存です。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対するライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2. 大株主の権利行使予定

当社の大株主でもある代表執行役社長CEO上田祐司氏より、本新株予約権の権利行使等の予定について、概ね以下の説明を受けております。

本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、最大限行使する意向である。

上記に記載された本新株予約権の行使については、同氏の手持ち資金に加えて、その保有する当社普通株式又は本新株予約権の売却その他の処分によって得た資金全額を充当する予定である。

但し、上記に記載された、同氏の保有する当社普通株式又は本新株予約権の処分については、本有価証券届出書提出日以降本新株予約権無償割当ての行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権の市場価格及びその見込みによっては、全部又は一部が行われぬ可能性がある。

従って、上田祐司氏の保有する当社普通株式及び本新株予約権の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同氏に割り当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、本日現在においては同氏による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況になります。

3. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額につきましては、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向、及び既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様による本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり、600円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値を本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100で除した額の32.8%）に設定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オフリング発行事例（本日時点で新株予約権の行使期間が満了している、株式会社タカラレーベン（発行決議日：平成22年3月5日）、株式会社エー・ディー・ワークス（発行決議日：平成24年10月1日）による発行事例）を参考にしております。当該発行事例における各行使価額は、発行決議日の前営業日の株価終値から、前者の事例では58%、後者の事例では54%の水準に設定されておりましたが、何れも新株予約権行使期間の全期間におきまして、株価が行使価額を上回る状況が継続し、その結果いずれの事例におきましても90%を超える新株予約権の行使比率が達成されたことを確認しております。これら過去の発行事例に鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日前営業日の株価終値（当社の場合においては、本株式分割を考慮し、発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値を100で除した額。）の50%から60%の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。一方で、当社の株式に係る本年3月以降の株価の変動率については、それより前の株価の変動率との比較に加えて、日経平均株価と比較してもその変動率が高い水準にある状況であることから、かかる状況を考慮し、行使価額の決定に際しては発行決議日前営業日の株価終値からのディスカウント率を上記の過去事例よりも大きくしております。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成25年6月13日を基準とした場合、名古屋証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は218,448円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は215,527円及び直近6ヶ月（株式分割による株価調整を考慮）の株価終値の単純平均値は136,441円となりますが、これらの平均値を本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100で除した額を基準とした場合、本新株予約権の行使価額600円は各々当該平均値を100で除した額の27.5%、27.8%、44.0%となります。本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であるとと考えております。

4. 潜在株式による希薄化情報等

平成25年6月14日現在における当社の発行済株式数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数は3,048,800株であり、そのうち当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数は564,900株であり、また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数としてこれらを基準として算出した見込み数は2,483,900株です。従いまして、平成25年6月14日現在の当社発行済株式総数に本株式分割における株式1株の分割後の株式数である100を乗じた数(当社が保有する当社株式の数に100を乗じた数を除きます。)に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は81.5%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため(平成25年7月11日(木)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成25年8月2日(金)頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様がお取引のある証券会社様にご登録頂いている住所宛に届く予定です。)、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は名古屋証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使を行わなかった場合、さらに、名古屋証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

組込情報である第15期有価証券報告書の提出日（平成25年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年6月14日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

（平成25年4月2日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年3月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 当社取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を付与する件

第3号議案 取締役5名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	15,587	26	-	(注)2	可決 95.4
第2号議案	15,432	181	-	(注)2	可決 94.5
第3号議案					
上田 祐司	15,494	119	-	(注)1	可決 94.8
中島 裕	15,494	119	-		可決 94.8
速水 浩二	15,492	121	-		可決 94.8
大野 長八	15,492	121	-		可決 94.8
藤田 隆久	15,494	119	-		可決 94.8

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

2. 事業等のリスクについて

組込情報である第15期有価証券報告書及び第16期第1四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成25年6月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第15期	自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日	平成25年 3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第16期 第 1 四半期	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 3月31日	平成25年 5月15日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、以下書類について、後日関東財務局長への提出を予定しております。

四半期報告書	第16期 第 2 四半期	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日	平成25年 8月15日頃 関東財務局長に提出 予定
--------	--------------	--------------------------------	---------------------------------

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年3月28日

株式会社ガイアックス

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年3月28日開催の株主総会において、会社の役員及び従業員並びに関係会社の役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガイアックスの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ガイアックスが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年3月28日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 原 伸之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 谷 田 修 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックスの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年3月28日開催の株主総会において、会社の役員及び従業員並びに関係会社の役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月15日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田修一印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡嘉徳印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。